髙和果公報

発
行

高
知
力
県

高
知
力
内
内
日

大
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日<

ページ

目 次

公 告

○高知県立森林研修センター情報交流館

の指定管理者の募集

(林業環境政 策課)

○高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理

者の募集

(")

公 告

森林総合センターの設置及び管理に関する条例(平成11年高知 県条例第6号)第3条に規定する指定管理者(以下「指定管理 者」という。)を次のとおり募集する。

平成26年9月9日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
- (1) 施設の名称

高知県立森林研修センター情報交流館(以下「情報交流館」という。)

(2) 施設の場所

香美市土佐山田町大平80番地

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 情報交流館の許可施設の利用の許可等、利用の許可の取 消し等その他の利用の許可に関する業務
- (2) 情報交流館の許可施設の利用料金の収受、利用料金の減 免、利用料金の環付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 情報交流館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 情報交流館の利用促進に関する業務
- (5) 情報交流館の設置の目的を達成するための事業の企画及 び運営に関する業務
- (6) 森林環境教育等の企画及び実施に関する業務
- 3 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所(本社又は本店等)を有し、かつ、3の指定期間中、情報交流館の利用において、県民の平等利用を確保し、情報交流館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、情報交流館の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体とする。

5 指定の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするもの((3)の公募参加表明書を提出したものに限る。)は、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。
- ア 2の業務に係る事業計画書
- イ 2の業務に係る収支予算書
- ウ 定款、規約その他これらに類する書類
- エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)
- オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び 前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経 営状況を明らかにする書類
- カ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当し ない旨の誓約書
- キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する 事類
- (2) 募集期間は、平成26年9月9日(火)から同年10月20日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年10月20日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。
- (3) 申請書の提出を予定しているものは、公募参加表明書を 平成26年9月9日から同年10月10日(金)まで(日曜日及び 土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日 を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時 から午後1時までの間を除く。)の間に7の提出場所に提出 すること。
- (4) 現地説明会を平成26年9月18日(木)午前10時から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。
- (5) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者 の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指 定する。

(6) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を 参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県林業振興・環境部林業環境政策、課のホームページ (http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/) からも入手することができる。

- (7) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 6 その他

県は、指定管理者と情報交流館の管理運営業務に関する協定 を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支 払う。

7 申請書等の提出場所、公募参加表明書の提出場所、現地説明 会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県林業振興·環境部林業環境政策課

電話番号088-821-4586

ファクシミリ番号088-821-4576

電子メールアドレス030101@ken. pref. kochi. lg. jp

高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第6号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成26年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
- (1) 施設の名称

高知県立甫喜ヶ峰森林公園(以下「森林公園」という。)

(2) 施設の場所

香美市十佐山田町平山ほか

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 森林公園における行為の許可等、森林公園の森林学習展 示館の利用の許可等、森林公園の森林学習展示館の利用の許 可の取消し等その他の森林公園における行為又は森林公園の 森林学習展示館の利用の許可に関する業務
- (2) 森林公園における行為の許可に係る利用料金の収受、利 用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関 する業務
- (3) 森林公園の施設、設備、機械器具、立木等の維持管理及び補修に関する業務

- (4) 森林公園の設置の目的を達成するための事業の企画及び 運営に関する業務
- (5) 森林に関する相談及び知識の普及に関する業務
- (6) 森林公園及び森林公園の森林学習展示館の利用促進に関 する業務
- (7) 森林環境教育等の企画及び実施に関する業務

3 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所(本社又は本店等)を有し、かつ、3の指定期間中、森林公園の利用において、県民の平等利用を確保し、森林公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、森林公園の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体とする。

- 5 指定の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとするもの((3)の公募参加表明書を提出したものに限る。)は、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。
 - ア 2の業務に係る事業計画書
 - イ 2の業務に係る収支予算書
 - ウ 定款、規約その他これらに類する書類
 - エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び 前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経 営状況を明らかにする書類
 - カ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当し ない旨の誓約書
 - キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する 書類
- (2) 募集期間は、平成26年9月9日(火)から同年10月20日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年10月20日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。
- (3) 申請書の提出を予定しているものは、公募参加表明書を

平成26年9月9日から同年10月10日(金)まで(日曜日及び 土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日 を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時 から午後1時までの間を除く。)の間に7の提出場所に提出 すること。

- (4) 現地説明会を平成26年9月18日(木)午後2時から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。
- (5) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者 の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指 定する。
- (6) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を 参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県林業振興・環境部林業環境 政策 課 の ホームページ (http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/) からも入手することができる。

- (7) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 6 その他

県は、指定管理者と森林公園の管理運営業務に関する協定を 締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払 う。

7 申請書等の提出場所、公募参加表明書の提出場所、現地説明 会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県林業振興・環境部林業環境政策課

電話番号088-821-4586

ファクシミリ番号088-821-4576

電子メールアドレス030101@ken. pref. kochi. lg. jp

2